

2020年4月6日

お客様各位

コミュニティワン株式会社

新型コロナウイルス感染拡大に伴う

「緊急事態宣言」発令時の対応につきまして

「改正インフルエンザ等対策特別措置法」による「緊急事態宣言」が発令された際、弊社も行政からの指示・要請に従った対応とさせていただきます。

お客様にはご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【弊社の対応】 「緊急事態宣言」が発令された地域及び期間の対応

1. 本社、拠点

本社、支店は最低限の人数を残して出社を見合わせます。ご依頼事項の対応につきましては、お時間をいただく場合がございます。また、夜間、休日の緊急対応につきましても、状況によりましては対応に大幅な期間を要する場合がございます。

2. 管理員、清掃員

出社を見合わせます。

※ゴミ出しについて、誠に恐れ入りますが、お客様にて収集曜日・時間に合わせて、マンション内のゴミ置場では無く、自治体指定の収集場所へ出して頂くようお願いいたします。

3. 設備点検

弊社と管理組合の管理委託契約に基づき予定されている設備点検等につきましては、「緊急事態宣言」が解除されるまで延期とさせていただきます。

4. 理事会、総会開催

感染防止のため、極力開催の延期をお願いいたします。なお、「緊急事態宣言」が解除されるまでの期間は、弊社従業員の出席は控えさせていただきます。

5. その他

①管理組合の出納、会計報告書のご提出などにも影響がでることがございます。

②「緊急事態宣言」の解除後に本件対応について協議させていただきます。

以上